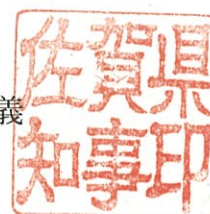


公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段の規定により任意入院者を退院させないことができ、および同法第33条の7第2項後段の規定により医療及び保護のため入院の必要がある者を入院させることができる精神科病院は次のとおりである。

令和4年（2022年）4月1日

佐賀県知事 山口 祥 義



名 称	所在地	指定期間
医療法人樟風会 早津江病院	佐賀市川副町大字福富 827	令和4年（2022年） 4月1日～ 令和7年（2025年） 3月31日
医療法人唐虹会 虹と海のホスピタル	唐津市原842番地1	令和4年（2022年） 4月1日～ 令和7年（2025年） 3月31日

「お問い合わせ先」

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課 精神保健福祉担当

電 話：0952-25-7064

ファクス：0952-25-7302

メールアドレス：shougai-fukushi@pref.saga.lg.jp